

光市記者発表資料

平成30年4月11日

件名

「光市省エネ生活普及促進事業（エコライフ補助金）」の実施について

内容

市では、第2次光市環境基本計画に掲げる地球温暖化対策の一環として、省エネルギー設備を設置する方に対する補助金事業を下記のとおり実施します。

記

1 事業概要

別添資料のとおり

2 受付開始

平成30年4月16日（月）から開始します。

3 補助件数

220件程度

4 その他

- (1) 手続きは、窓口への持参のみとします。（FAX、メール、郵送不可）
- (2) 電話等での予約は受け付けません。
- (3) 予算の範囲内で先着順となりますので、予算がなくなり次第受付を終了します。

※ 詳細は市ホームページに掲載しています。

5 平成29年度実績

省エネルギー設備 193件

問合せ

担当課：環境政策課 環境政策係

担当者：久山 亜紀子 海田 裕崇

電話：0833-72-1465

**平成30年度光市省エネ生活普及促進事業（エコライフ補助金）
申請要領（手引き）**

○ 申請受付期間

本年度の申請受付期間は、平成30年4月16日（月）から平成31年1月31日（木）までとします。

※予算の範囲内で先着順としますので、期間中であっても受付を終了することがあります。

○ 補助対象設備及び補助金の額

対象となる省エネルギー設備及び補助金の額は次のとおりです。

1 対象設備

（1）第一種設備

| 設備及び要件 | 補助金の額 |
|---|--|
| <p>定置用リチウムイオン蓄電池 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して電気を蓄え、必要に応じて電気を活用することができるシステム</p> | <p>対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 【上限】80,000円</p> |
| <p>家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） 都市ガス・LPガス・灯油などから水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯に利用できるシステム</p> | <p>対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 【上限】80,000円</p> |
| <p>HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム） 居住者が居住する空調・照明等の電力使用量等を計測・蓄積し、電力使用量等の「見える化」等を実現できる製品 <u>※次の費用は経費に含まない。</u> ・サーバー料金、ネットワーク費用、サービス利用料、通信費、申請手数料 ・空調機、照明器具等の電気機器、器具類に内蔵される通信装置 ・補助対象機器と接続し表示あるいは操作用機器として用いられるPC、タブレット、スマートフォン、テレビの購入費用（HEMS用の独自端末は経費に含めることができる。）</p> | <p>対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 【上限】30,000円</p> |
| <p>地中熱利用空調器 地中にパイプ等を埋設し、地中の熱を利用し、空調・給湯などを行うシステム ※地表熱を利用したシステムは対象外</p> | <p>対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 【上限】100,000円</p> |
| <p>木質バイオマスストーブ 木質ペレットのみを燃料とする設計及び仕様であるペレットストーブ（ファンヒーター含む。）又は薪等を燃料とする設計及び仕様である薪ストーブ</p> | <p>対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 【上限】30,000円</p> |

(2) 第二種設備

| 設備及び要件 | 補助金の額 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------|------|----|---------|----|---------|----|---------|----|---------|------|---------|
| 太陽熱利用システム (1) 太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器又はソーラーシステムであること。 (2) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品 (BL 部品) 認定を受けた製品であること。 | 対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 【上限】 30,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 複層ガラス・二重サッシ 対象設備の購入・設置に要する経費が100,000円以上のもの ※引き戸やドア、網戸等付属品は対象外 | 【50,000円】 | | | | | | | | | | | | |
| LED照明設備 (1) 既存の照明設備 (LED照明設備は除く) と交換すること。 ※電池式や可搬型 (電気スタンド等)、光源 (電球・電灯) のみの交換は対象外 (2) 1基は居室に設置すること。 ※居室とは、居間、食事室、台所、子ども室、寝室、和室など継続的に使用する室をいう。 | 対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 【設置基数ごとの上限金額】 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設置基数</th> <th>上限金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1基</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>2基</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>3基</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>4基</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>5基以上</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 設置基数 | 上限金額 | 1基 | 10,000円 | 2基 | 20,000円 | 3基 | 30,000円 | 4基 | 40,000円 | 5基以上 | 50,000円 |
| 設置基数 | 上限金額 | | | | | | | | | | | | |
| 1基 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 2基 | 20,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 3基 | 30,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 4基 | 40,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 5基以上 | 50,000円 | | | | | | | | | | | | |

【留意事項】

- ・対象設備の購入・設置に要する経費には、既存設備の撤去処分費及び消費税等相当額を含まない。
- ・対象設備については、すべて未使用のものであること。(リースによる設置は対象外)
- ・住宅と業者について、表の条件をすべて満たすこと。複数の設備を設置する場合は、それぞれの設備で住宅と業者の要件を判定し、条件を満たした設備のみ補助対象とする。

【設備導入に附随する住宅・業者要件】

| | 住宅要件 | | 業者要件 | |
|-------|------|-------|------|----|
| | 既存 | 新築・建売 | 市内 | 市外 |
| 第一種設備 | 可 | 可 | 可 | 可 |
| 第二種設備 | 可 | 不可 | 可 | 不可 |

- ・表に掲げる対象設備ごとに算出した額を合算した額とする。ただし、対象設備ごとに合算して得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとする。

2 補助金の額の上限について

各対象設備で定める補助金額の合計が210,000円を超える場合、210,000円を上限とします。

○ 補助金交付の対象となる方

(1) 自らが居住する市内の住宅に設備を設置する方

設備によって、設置する住宅と利用する業者について、要件を設けています。(2頁表参照)
(市内業者の利用については、設備を市内業者から購入し、購入者において設置する場合も、要件を満たすものとして扱います。)

(2) 市税を完納している方

(3) 平成31年3月10日(日)までに設置を完了し、平成31年3月20日(水)までに実績報告ができる方

「市内業者」とは、本市に所在地を置く本店、支店、営業所等の名義で見積書を発行し、又は契約を締結し、かつ領収書を発行することができる事業者を言います。

「市外業者」とは、上記にあてはまらない事業者を言います。

○ 申請手続き(※必ず着工の15日以前に申請してください)

申請等に係る印鑑は、認印でも構いません(スタンプ印は不可)。ただし、申請から請求までの書類は、必ず同一の印鑑を使用してください。手続き(申請、変更、実績報告、請求)は、すべて環境政策課窓口で行います。(持参のみ、郵送等不可)

1 交付申請

「補助金交付申請書」(様式第1号)に、以下の書類を添付して提出してください。
(持参のみ、郵送等不可)

【提出書類】

① 見積書の写し

※数量・単価など経費の内訳が明記されており、市の補助に係る経費が確認できるもの
(新築住宅、建売住宅の場合は工事請負契約書の写し若しくは売買契約書の写しも必要)

② 経費内訳書(対象設備ごとに添付)

③ 設置場所を示す書類(住宅平面図、立面図等)

④ 設置予定箇所の現況写真

⑤ 対象設備の仕様書又はカタログの写し

⑥ 市税の完納証明書(申請前1か月以内に発行のもの)

※市外の方及び転入により本市での課税がない方は、当該住所地(前住所地)及び本市の完納証明書を添付してください。

⑦ 承諾書(申請者と建物所有者が異なる場合、共同物件の場合)

(注意)

1 交付申請から2週間程度の審査期間を要するため、**工事着工予定日(設備を購入して申請者が設置する場合は、購入予定日)は申請日から15日目以降**としてください。

2 契約書の着工予定日についても、申請日から15日目以降としてください。ただし、住宅の新築に併せて対象設備を設置する場合を除きます。

(注意)

- 1 過去に補助を受けた対象設備は申請することができません。
〈自ら居住する住宅に設備を設置する方で同一住所に過去、同対象設備の補助を受けた方がいる場合（2世帯住宅、同一敷地内に住居が2棟等）は、住民票（原本）とそれぞれの住宅平面図を提出してください。〉
- 2 補助金の交付は、予算の範囲内で先着順となります。
- 3 申請書及び各種添付書類（見積書・契約書等）の氏名は一致させてください。
- 4 県営・市営住宅に設備を設置する場合は、申請する前に住宅所有者（県知事又は市長）の承諾を得るとともに、申請時に市指定の承諾書を提出してください。

2 交付決定

提出された申請書が適正である場合、「補助金交付決定通知書」(様式第2号)を送付します。
(補助金交付申請書提出後、2週間程度)

3 着手及び完了

設置工事等は、補助金の交付決定日以降に着手し、平成31年3月10日（日）までに完了してください。

※対象設備を有する建売住宅の購入の場合は、交付決定日から平成31年3月10日（日）までに引渡しを受けてください。

※設備を購入して申請者が設置する場合は、交付決定日以降に購入し、平成31年3月10日（日）までに設置を完了してください。

4 計画変更

補助金交付申請内容を変更する場合や中止する場合は、「変更承認申請書」(様式第4号)により、必ず着工前に手続きをしてください。経費の変更を伴う場合は、「経費内訳書」を添付してください。提出された申請書を審査し、変更及び中止に係る申請の可否について「補助金交付決定変更承認（不承認）通知書」(様式第5号)を送付します。

○申請内容の変更について

① 設置に要する経費を変更するとき。（変更内容が分かる資料を添付してください。）

② メーカー又は機器を変更するとき。

※変更の手続きでは、新たに対象設備を追加する変更はできません。

※新たな対象設備を申請する場合は、計画の変更ではなく、追加分を別途申請してください。

○計画変更が生じた場合の補助金額について

変更後の内容に基づき、補助金の額を改めて決定します。ただし、増加の場合、計画変更の申請時点で予算がない場合は、補助金の額に変更は生じません。

5 実績報告（※期限までに提出ができない場合は、補助金を交付することができません。）

省エネルギー設備における設置完了日から起算して30日を経過する日又は平成31年3月20日（水）のいずれか早い日までに、「実績報告書」（様式第6号）に以下の書類を添付して提出してください。（持参のみ、郵送等不可）

【提出書類】

① 設置に係る領収書の写し

② 設置写真（設置したことが明確に分かるもの）

※第一種設備は、製品の全体写真に加え、型式が分かる写真も提出願います。

※製品に型式の表示がない設備については、型式名の記載のある書類（保証書や取扱説明書等）と製品を並べ、型式名が読み取れるよう撮影した写真を提出してください。

※第二種設備は、申請時の写真と比較できるものを提出願います。

※ガラス交換については、施工中の写真もあわせて添付してください。

③ 住民票（転居又は転入により、交付申請時と住所が異なる場合）

6 補助金交付額の確定

実績報告書を審査し適正である場合、「補助金交付額確定通知書」（様式第7号）を送付します。（実績報告書提出後、2週間程度）

7 補助金の請求

補助金交付額確定通知書を受けた後、「補助金交付請求書」（様式第8号）を提出してください。請求書提出後、1か月程度で口座振込により補助金を交付します。

○ 管理

補助金を受領し設置した設備については、法定耐用年数の間、適切な管理をしてください。やむをえない事情で処分、譲渡等を行う場合は、届け出てください。

詳しくは、「光市省エネ生活普及促進事業補助金交付要綱」をご覧ください。

〈お問い合わせ先〉

光市環境部環境政策課 TEL 0833-72-1465 FAX 0833-72-5943